

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 分科会規程

平成30年8月31日

(一部改訂 平成31年4月4日)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）規約第7条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式でプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(メンバー)

第6条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。

二 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、分科会長が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。

三 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第11条を遵守する。

(役員)

第7条 分科会に、分科会長1名を置く。

二 分科会長は、分科会の設置を提案する会員とする。

三 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。

四 分科会長及び副分科会長の任期は設置日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

五 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。

六 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

二 分科会における議決事項がある場合は、メンバーの過半数出席のもと、出席したメンバーの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

三 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合、当該出席者に第11条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(報酬及び費用)

第9条 分科会の役員の報酬は、無償とする。また、会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

(成果の報告)

第10条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ所定の書式で報告するものとする。

(秘密保持)

第11条 メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第12条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

二 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

三 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱

いについて協議するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月31日から施行する

附 則

この規程は、平成31年4月4日から施行する。